

測量・建設コンサルタント等に係る最低制限価格設定基準

制 定 平成 26 年 10 月 1 日

最近改正 令和元年 10 月 1 日

(目 的)

第 1 条 この基準は、地方独立行政法人大阪市民病院機構における測量業務、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務（以下「測量・建設コンサルタント等」という。）に係る契約の適正な履行の確保を図るため、大阪市民病院機構契約規程（以下「契約規程」という。）第 28 条第 1 項の規定に基づいて設定する最低制限価格について必要な事項を定める。

(適用範囲)

第 2 条 本法人が実施する測量・建設コンサルタント等の契約に係る入札のうち、必要があると認められる案件について適用する。

(定 義)

第 3 条 この基準における予定価格及び最低制限価格の用語の意義は、契約規程に基づく予定価格及び最低制限価格に 110 分の 100 を乗じて得た額とする。

(設定の基準)

第 4 条 測量・建設コンサルタント等に関し最低制限価格を設定する場合には、次の各号に掲げる表中、業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった①から④までに掲げる額の合計額とし、1つの業務が複数の業種区分からなる場合はそれらの合計額とする。

ただし、測量業務で、その金額が予定価格算出基礎額に 10 分の 8.2 を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格算出基礎額に 10 分の 8.2 を乗じて得た額に 10,000 分の 9,950 から 1 の範囲内で 10,000 分の 1 刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じた額とし、予定価格算出基礎額に 10 分の 6 を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格算出基礎額に 10 分の 6 を乗じて得た額に 1 から 10,000 分の 10,050 の範囲内で 10,000 分の 1 刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じた

額とし、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務で、その金額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の8を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額とし、地質調査業務で、その金額が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に3分の2を乗じて得た額とする。

(1) 測量業務、建築関係の建設コンサルタント業務及び地質調査業務

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額	—
建築関係の建設 コンサルタント 業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の7.5を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

(2) 土木関係の建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務において直接人件費、直接経費、その他原価及び一般管理費等の合計額で算出しているもの

業種区分	①	②	③	④
土木関係の建設 コンサルタント 業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額
補償関係コン サルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額

(3) 土木関係の建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務において直接人件費、直接経費、技術経費及び諸経費の合計額で算出しているもの

業種区分	①	②	③	④
土木関係の建設 コンサルタント 業務	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に 10分の6を乗じ て得た額	諸経費の額に10 分の6を乗じて 得た額
補償関係コンサ ルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に 10分の6を乗じ て得た額	諸経費の額に10 分の6を乗じて 得た額

2 前項に掲げる算定方法によることが適当でないと認められる測量業務については、契約ごとに予定価格の10分の6から10分の8.2の範囲内で、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務については、契約ごとに予定価格の10分の6から10分の8の範囲内で、地質調査業務については、契約ごとに予定価格の3分の2から10分の8.5の範囲内で、契約担当者の定める割合を乗じて得た額とする。

(端数処理)

第5条 最低制限価格を算定する際の端数については、最低制限価格が十万円以上の場合には、千円未満の金額を切り捨て、十万円未満一万円以上の場合には、百円未満を切り捨て、一万円未満の場合には、円未満を切り捨てて処理するものとする。

(入札参加業者への周知)

第6条 この基準が適用される入札に際しては、入札公告及び指名通知書において、入札参加業者に対して最低制限価格を設定している旨を通知する。

(その他)

第7条 この基準に定めのない事項又はこの基準により難しい事項については、理事長が別に定める。

附 則 この基準は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 この改正基準は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

1 この改正基準は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

2 改正後の基準は、令和元年 10 月 1 日以後に開札する案件について適用し、同日前に開札する案件については、なお従前の例による。